



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カナダ先住民と研究の脱植民地化 : イヌイットとアニシナベ・コミュニティにおける研究倫理の事例から
Author(s)	榎本, 歩美; 加賀田, 直子
Citation	アイヌ・先住民研究, 6, 1-30
Issue Date	2026-03-30
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.6.001
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99068
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_6 _p1-30_rev.pdf



【論文】

カナダ先住民と研究の脱植民地化 ー イヌイットとアニシナベ・コミュニティにおける 研究倫理の事例から ー

榎本 歩美*、加賀田 直子**

要 旨

本稿は、イヌイットとアニシナベ・コミュニティの事例から、カナダ先住民に関する研究倫理の現状を把握し、研究の脱植民地化に向けた議論の促進に貢献することを目的とする。先住民を一方的な研究の「対象」としてきた西洋にルーツを持つ学術研究のあり方は世界各地の先住民から批判されており、カナダにおいてもこのような流れを受けて研究倫理の議論が展開され、その仕組みが整備されてきた。しかしそれもなくまで研究者が優位にいる枠組みであったことから、コミュニティベース研究という方法論が提唱され、本稿で取り扱う事例の倫理規定においても基盤となっている。その倫理的視点は各コミュニティや民族集団、各自の文化的・歴史的背景に基づいて設定されている。本稿は、そのような先住民主導の研究倫理が確立されつつあるなかで、国内外問わず、研究者は自身の研究と植民地主義の関わりについて問い続け、植民地主義に加担しないあり方を模索し続けることが必要であると主張する。

キーワード：カナダ先住民、脱植民地化、研究倫理、イヌイット、アニシナベ

1. はじめに

近年、カナダにおいて先住民が関与する研究・調査では、事前にコミュニティやバンドの倫理審査や調査承認を得ることが自明になりつつある。学術研究の脱植民地化の議論は、ポストコロナル理論の登場以降、特に1999年に初版が発行されたリンダ・トゥヒワイ・スミスによる『脱植民地化の方法論ー研究と先住民』（Smith 2022）などを皮切りに、世界各地の先住民主導で展開されてきた。そこでは西洋帝国主義にルーツを持ち、先住民を一方的に研究「対象」としてきたこれまでの研究のあり方が批判され、先住民主導の研究のあり方が模索されてきた。一方、日本においては、近年先住民研究の脱植民地化や研究倫理に関する議論が起り始めている（石原 2021, 岩佐・新井 2023, 土井 2024）。また組織的な動きとして、2018年1月より北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会、日本文化人類学会は、「アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）」について検討を重ねており、日本文化人類学会は2024年4月に「アイヌ民族研究に関する日本文化人類学会・

* 北海道大学大学院文學院 人文学専攻 文化多様性論講座 文化人類学研究室 博士後期課程

** 北海道大学大学院文學院 人文学専攻 文化多様性論講座 文化人類学研究室 博士後期課程、三重大学人文学部研究員

学会声明」を発表した（中谷ほか 2023, 日本文化人類学会 2024）。

先住民が関与する研究の研究倫理について議論し、それに関する仕組みを整備していくことは、現在の学術研究が継承する植民地主義を再帰的に見直し未来を築くために必要なプロセスである。しかしながら、どれだけ制度が作られたとしても、現在の学術研究が西洋にルーツを持つ以上、学術研究の脱植民地化の議論に終わりはないように思われる。制度の枠組みが形骸化しないためにも、また研究者の自己保身のための制度にならないためにも、筆者らは学術研究を脱植民地化するとはどのようなことなのかという議論を手放さず、実践していきたいと考えている。

本稿は、現在カナダの先住民コミュニティでそれぞれ調査・研究を行っている筆者らの経験をもとに、先住民が関与する研究に対するカナダの研究倫理の現状を報告する。カナダ憲法においてカナダ先住民は、その歴史、言語、文化実践に基づきファーストネーションズ、イヌイット、メティスの3つのグループに分けられているが、その中にも多様な民族集団が存在する。例えばファーストネーションズと一括りに名指されるグループには、50以上の民族と言語からなる630のコミュニティが存在する。2021年のカナダ政府による調査では、カナダにおいて先住民であると自認する人々は180万人であり、カナダの総人口の5%である（Government of Canada 2021）。カナダの先住民は、イギリスやフランスが入植する以前からその土地で暮らしてきた人々であり、植民地支配によって多大な被害を受けてきた歴史を持つ人々である。現在に受け継がれる入植植民地主義は、現在もカナダの先住民が直面する深刻な問題と関わっている。

本稿はまず、学術研究が植民地主義的なイデオロギーのもとで搾取的、非倫理的な研究を行ってきたという事実を受けて、カナダの学術研究が先住民といかに関わろうとしているのか、これまでの議論の流れを整理する。そして、2024年から2025年にかけてケベック州北部ヌナヴィク地域のプブニトゥク村というイヌイットコミュニティと、オンタリオ州マニトゥーリン地域のアニシナベコミュニティにおいて研究倫理審査を受けている筆者らの経験から、研究倫理のガイドラインやその審査内容、実際に行われる手続きを具体的に検討する。

マニトゥーリン地域の倫理審査は、国家的な枠組み以外で先住民主導による地域の倫理基準の制定と委員会の設置が比較的早期に行われた事例として注目すべき事例である。また、マニトゥーリン地域では、地域全体の倫理審査に加えて、地域内に所在する各先住民居留地の倫理審査委員会による審査を受ける必要がある。このような二重の審査を採用するあり方は、他の地域の研究倫理審査と比べても厳格であると思われる。一方、プブニトゥク村では、マニトゥーリン地域のような倫理審査制度は2025年時点で存在していない。イヌイットに関する研究においては包括的な研究倫理ガイドラインが存在するものの、それらは審査プロセスを明確に規定するものではなく、研究が関わる組織や団体、地域によって異なるプロセスがある。そのプロセスが詳細に定められていないという点で、マニトゥーリン地域の事例とは異なるものである。先住民の研究倫理に関する議論が国家、地域及び学術研究など様々なレベルで活発に行われているカナダにおいても、その倫理規定

の内実は地域や民族集団によって大きく異なっている。本稿では、上記の事例を取り上げて比較することでその個別的なあり方を浮かび上がらせ、多様なカナダ先住民の研究倫理審査の現状を明らかにすることを目的とする。そして、これらの事例を通して学術研究が先住民にいかに向き合い、関係を築き得るのかという議論の深化に貢献することを目指す。

2. カナダ先住民が関わる研究倫理の動向

2-1. 研究倫理に関する議論の展開

カナダにおいて、先住民に関する研究や先住民を対象とした研究はカナダ連邦政府による植民地主義的な政策と深く関わってきた経緯を持つ。例えば 1940 年代から 50 年代にかけて行われた先住民に関する複数の栄養学研究では、研究者たちが先住民コミュニティや寄宿舎学校での飢餓と栄養失調の問題を認識しながらも、先住民の身体を「実験材料」として、また先住民コミュニティや寄宿舎学校を様々な政治的・専門的利益を追求するための「実験室」と見なしていたことが指摘されている。特に、オンタリオ州ケノーラ地域、ジェームズ湾地域の寄宿舎学校での栄養調査は代表的な被害として知られ、寄宿舎学校に関する調査を行った真実和解委員会でも報告されている (Truth and Reconciliation Commission 2015)。これらの研究が栄養失調を招いた構造的条件を変えることはほぼなく、結果として研究者のキャリアを向上させるだけだった (Mosby2013: 148)。また 1950 年代には、多くのコミュニティでイヌイットが新たな極北の居留地へと、ほとんど同意のない形で移住を余儀なくされた。これは北方問題・天然資源省 (the Department of Northern Affairs and Natural Resources) による、イヌイット・コミュニティにおける飢餓と依存を解決しようとする社会工学的な試みだった (Marcus1995)。これらの研究は深刻な社会的・文化的混乱を引き起こし、飢餓や餓死などの悲惨な事態をもたらした。この背景には、先住民が近代化に取り残されているがゆえに入植者である科学者や専門家たちの慈悲深い助けを必要としているという誤った考えがあった (Cameron2012: 106, Mosby2013: 171)。

また植民者である研究者たちによる「他者」としての先住民の描写は「エキゾチック」、「高貴な野蛮人」、そして人間以外の「問題」として描き出し、それは先住民を「マイノリティ化された空間」(Laguerre1999) へと押し込むことを助長した (Cram et al. 2013: 17)。このような他者表象の問題に加えて、研究が地域のニーズや優先事項を無視してきたこと、地域社会と研究者・機関の力の不均衡、研究者がキャリアアップを図りつつも地域社会には利益をもたらすことがないこと、ステイグマ化など無数の問題が先住民コミュニティから批判されている (Heyward et al. 2021: 404)。つまりそこに先住民自身が自己を決定する余地はなく、研究対象とされながら周縁化されるという

1 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007)、第3条では先住民族は自己決定権を有することが明記されている。(https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2018/11/UNDRIP_E_web.pdf 2025年9月閲覧)

状況が起こっていた。そして先住民の生活や関心について、客観的で短期的なアウトサイダーの視点から理解しようとする試みは、先住民が現実の歪みであるとして否定する多くの研究を生み出し（Castellano 2004: 105）、研究は植民地主義的状况を継続させる道具として機能してきた。

このような事態を受けて、研究者たちは研究に参加する者を確実に保護するために研究を規制しようと動き始めた（Champagne 2015: 59-60）。1998年にはカナダ保健研究機構、カナダ自然科学・工学研究会議、カナダ社会科学・人文科学研究会議の3つの連邦研究機関によって「人間が関与する研究の倫理的行動に関する三評議会方針声明（The Tri-Council Policy Statement: Ethical Conduct for Research Involving Humans 以下 TCPS と記載）」が制定された（Government of Canada 2022a）。TCPS は、人を対象とする研究の倫理指針として、人間の尊厳や自由意志に基づくインフォームド・コンセント、社会的に弱い立場にある人々、プライバシーと守秘義務、正義と包括性や利害のバランスなどが盛り込まれ、研究参加者の尊厳と権利の保護、研究の計画と実施、成果の公表といった全ての研究プロセスにおいて遵守されるべき原則を示している。TCPS は2010年に第2版となる TCPS2 が発表され、2014年にはその内容が更新された。改訂版では、研究が行われたコミュニティからのフィードバックや質問及びガイダンス要請、研究倫理に関する議論の更新が反映されており、倫理的な研究の促進が目指されている。特に2010年の第2版に設けられた第9章「カナダのファーストネーションズ、イヌイットとメティスの人々が関わる研究」は先住民が関わる研究に特化したものであり、これまでの先住民の研究背景と問題点を踏まえられた上で倫理的な研究を実施するための枠組みとなることを目指している。第9章の前文では、TCPS が「先住民自身が提供する倫理指針に優先し、取って代わるものではない。本章の目的は、可能な限り、先住民を対象とする研究が敬意ある関係を前提とすることを保証するものである。また、研究者と研究参加者の間の協力と関与を促進するものである。」と説明されており、先住民コミュニティに対する尊重と協働の必要性が強調されている。また、3つの評議会が資金提供を行う研究には、この声明に基づいた研究倫理のオンライン講習の受講が義務化されている。

TCPS の他にも、ファーストネーションズ情報ガバナンスセンターによって OCAP® というデータ管理に関する権利を保護する枠組みが1998年に開発された²。OCAP® は、ファーストネーションズのデータと情報がどのように収集、保護、利用、共有されるかを規定した原則であり、所有権（Ownership）、管理（Control）、アクセス（Access）、物理的制御（Possession）に関する先住民の権利を明確に示すものである。この原則によって、先住民はデータの収集及び管理プロセスのあらゆる段階において意思決定権を保持し、データ利用においても先住民の合意と権限が尊重されるべきことが強調されている。当センターは先住民主導のデータガバナンスと自己決定を支える非営利組織であり、OCAP® の制定とその普及のための教育・研修プログラムの提供などを通して、先

2 First Nations Information Governance Center, 公開日不明. The First Nations Principles of OCAP® <https://fnigc.ca/ocap-training/>（2025年9月閲覧）

住民のデータに関する権利の理解と尊重を促進している。

また研究機関では、研究倫理委員会（Research Ethics Board、以下 REB と記載）が設置されている。そこでは組織ごとに人間が関与する研究のガイドラインが設定され、研究の倫理的妥当性が検討されるようになった。しかし、これらのガイドラインは、西洋哲学、文化的・方法論的視点、政治・社会理論の伝統を反映した西洋的価値観から作られたものであることが指摘されている。それに加えて、研究者たちは研究参加者を保護しているかということや、研究が参加者や先住民コミュニティに対する責任を果たしているかということよりも、大学や研究者の評判や法的事項を守ることに重点を置いていることが批判されてきた（Heyward et al. 2021: 404）。

これらの研究倫理に関する指針や原則、研究機関及び各先住民コミュニティの倫理審査に関しては、相互補完的に実践するべきであることが TCPS2 の第 9 章においても以下のように明記されている。

「研究者は OCAP またはその他のコミュニティベースの倫理規範の適用が機関の方針と整合していることを確認するために、所属機関に相談すべきである。相違点がある場合は、研究開始前にそれらに対処し解決すべきである。」（TCPS2 第 9 章 8 節、筆者訳）

「研究現場におけるコミュニティの倫理審査委員会とその他の責任ある機関による研究倫理審査は、所属機関の倫理審査委員会による研究倫理審査に代わるものではなく、研究者が所属機関における倫理審査委員会の承認を免除するものではない…」（TCPS2 第 9 章 9 節、筆者訳）

2-2. コミュニティベース研究という方法論

カナダの先住民に関わるあらゆる分野の研究では、これまで主流であった専門家ベースのアプローチに対して、それぞれの先住民独自の文化に根ざした方法で研究プロジェクトが計画・実施することが強く求められており、先住民主体のコミュニティベース研究が一般化しつつある。

TCPS2 において、コミュニティは「共通のアイデンティティや関心を持ち、集団として行動したり表現したりする能力を持つ人々の集団」（Government of Canada 2022b）と定義されている。そこには地域的な管轄権を行使する統治機関を有する「地域コミュニティ」、明確な使命と正式なリーダーシップを要する「組織的コミュニティ」、共通の目的や取り組みのために集まった個人または組織によって形成される「関心や経験を共有するコミュニティ」の 3 つがある。コミュニティベース研究における「コミュニティ」が指し示す範囲についても、必ずしも地理的な地域共同体に限定されるわけではなく、これらのコミュニティのあり様が多層的である場合や個別的な集合体の

場合も含まれる。本節では、脱植民地的な研究の基本としてのコミュニティベースの方法論³の特徴を示し、先住民主導の研究のあり方を検討する。

コミュニティベースの研究アプローチに関する議論は、どのような研究が最も地域に効果的であるかという点を重視して進められてきた。その一般的な定義は、「ポジティブな変化をもたらす有益な結果を生み出すことを目的とし、研究の全段階で研究対象の課題によって生活に影響を受けるステークホルダーの積極的な参加をともなう研究アプローチ」(Nelson et al. 1998: 12)であり、「研究に参加するコミュニティのメンバーを知識豊富なパートナーとして認識し、外部の専門家が持つ理論的知識を補完する経験的・実践的知識を提供するという点で実用的な利点をもたらす (Janzen et al. 2017: 164)」というものである。従来の研究者による一方的な知識の創出とは異なり、研究によって生み出される知識はコミュニティとの共同の結果とされている。コミュニティメンバーの関与は、研究成果を最大限に活用するために重要であり、研究計画の段階で調査目的や課題を特定するための知識の提供や理論の発展においても必須であると考えられている (Janzen et al. 2017)。このようなコミュニティメンバーの関与について、既存の文献を総合的に検討したヤンゼンらは、コミュニティベース研究の第一の特徴として挙げている。第二の特徴は「公平な参加」であり、コミュニティメンバーと研究者が、研究計画と実施、研究の利益還元に相互的に関与することで、研究課題の管理を共有することが強調されており、単に「関与する」だけではなく、公平で平等な相互的関与が重視されている。これは、コミュニティの人々が入植植民地主義の影響を認識し、抑圧への反対と解放といった社会正義の促進に向けて共同で取り組む動きが反映されている。続けて、第三の特徴は「行動と変化」である。研究プロセスと結果はポジティブな社会的変化を生み出し、平等を促進するために有用であるべきだと述べられており、植民地主義を解体する動きに焦点が置かれている (Ochocka&Janzen 2014)。

これらの3つの特徴に加えて、オホツカとヤンゼンはコミュニティベースの研究アプローチの主な機能として、コミュニティを動員した知識生産と活用を挙げている。コミュニティベースの研究では、「社会的な関わりによって新しい理解を創造することができ、それに基づく実践を形作ることができる」といった実践的で経験的な知識を重視し、その知識を「多様な人々に研究成果を共有し、自ら社会変化をおこすことができるように、論文だけではなく多様な手段（演劇や映像など）の活用を検討する必要があること」が重要であると述べる。このような知識の生産と活用にコミュニティメンバーが関与することによって、実際にコミュニティが抱える多様な課題を解決する具体的な方法を導き出すことができる。

また、コミュニティベースの研究には研究の基盤づくり、研究計画、情報収集と分析、成果に基

3 コミュニティベースのアプローチには様々な呼称があるが、一般的に周知されているのは コミュニティ・ベースの研究 (community-based research) である。

英語では例えば以下のような呼称がある。community-based participatory research, action research, community-engaged scholarship, and participatory action researchなど (Janzen et al. 2017)

づく行動といった4つの段階があることも指摘されている（図1参照）。各段階は一方的に進むのではなく、ステークホルダーと研究者の間のフィードバックを伴う。そして、研究における変化に応じて調整され、必ずしも固定されていない反復的な段階として捉えられるという（Janzen et al.2017）。このような性格を持つコミュニティベースの研究は、従来の合理性を重視する研究のあり方とは異なるものと言える。

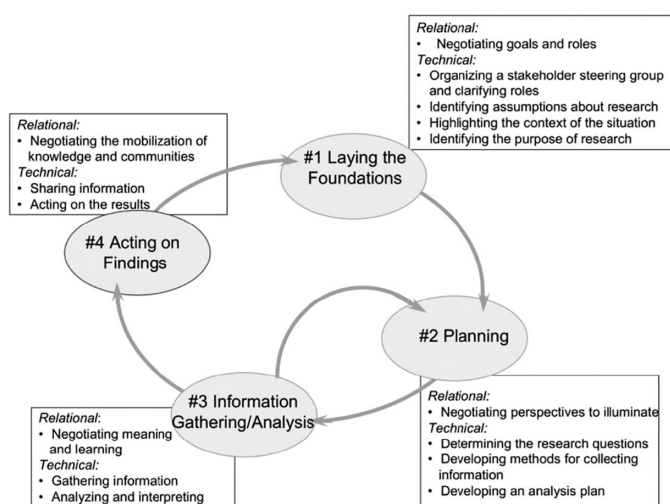


図1 The Four Phases of a Community-Based Research Approach（Ochocka&Janzen 2014）

コミュニティベース研究の提唱と浸透には、植民地支配につながる西洋中心主義的な研究方法による搾取と抑圧といった歴史背景と現在の社会的状況が踏まえられており、これまでコミュニティの人々が研究の対象とされ、研究から除外されてきたことを最大限に問題視していることが読み取れる。そして、ここで目指されているのは公平で平等な研究プロジェクトの実現である。そのような研究プロジェクトは、研究者の権威性や優位性を解体し、知識の創出とコミュニティにおける良い変化が研究者から先住民という一方的にもたらされるのではなく、内発的にもたらされることを推し進める手法となる。

このようにコミュニティを主体にして研究を進めることが推奨される一方で、ヘイワードらは複数のカナダ先住民の研究倫理規定の分析を通して、個人の権利と集団の権利のバランスの重要性を示している。例えば、集団の同意が研究プロジェクトに関わる個人の同意に取って代わってはならないこと、同時に研究者は個人のみでなく必要に応じてコミュニティのプライバシーを保護しなければならないこと、また知的所有権についてもこのバランスが重要であることを述べている（Heyward et al 2021:408）。このような「コミュニティ」の中の多様な個人の意見をいかにしてコミュニティベース研究は擲り上げるのか、ということは懸念される点の一つである。また、現在居留地

でない地域を拠点とする先住民も多い。コミュニティが地理的な地域共同体に限られないとはいえ、コミュニティベース研究という方法論は、この流動化する先住民の個人といかに関わることができるのかという問題がある。これらの点は今後検討すべき重要な課題である。

以上のような懸念はありつつも、研究のあらゆる段階でコミュニティメンバーの主体性を最重視し、共同的に研究を進めることで研究を行うコミュニティに適切に利益を還元できるコミュニティベースのアプローチの特徴と機能は、研究倫理審査においても重要な指標となっている。第3章と第4章では、イヌイットの事例とオンタリオ州マニトゥーリン地域のアニシナベのコミュニティの事例からそれぞれの研究倫理審査のあり方を検討する。

3. イヌイットの事例 ―イヌイット・タピリット・カナタミの打ち出す方針

カナダ先住民イヌイットの地理的、政治的、文化的領域をイヌイット語で「イヌイット・ヌナガット」⁴という（ITK 2018a: 19-20）。イヌイット・ヌナガットで行われる研究に関して、カナダ・イヌイットの代表機関であるイヌイット・タピリット・カナタミ（Inuit Tapiriit Kanatami、以下ITKと記載）は2018年に「全国イヌイット研究戦略（National Inuit Strategy on Research、以下NISRと記載）」（ITK 2018a）を発表した。それ以降分野を問わずイヌイット・ヌナガットで行われる研究では、研究者はこのNISRやその他の指針に基づき、研究を行う地域やコミュニティそれぞれの手法に沿いながら研究を進めることが推奨されている⁵。これらの指針は必ずしも制度的な手続きを示したり、拘束力があるものではないという点では実践的なものではないかもしれない。しかし、後述するような背景の中でこのような指針を明記していくことは、研究を脱植民地化するためのプロセスにおいて重要であると考えられる。本章ではこのNISRが打ち出された背景と、NISRの目指す研究のあり方を概観し、筆者が2024年から2025年にかけて行ったフィールドワークの際にコミュニティから「承認」を得るまでのプロセスを述べる。

3-1. 研究のなかで永続する植民地主義とイヌイットの組織的な応答

イヌイットとその他多くのカナダ人の間の厳しい社会的不平等は過去の植民地主義的な政策に根源を持つ。1950年代、カナダ政府による同化政策のもと教育やヘルスケアサービスを受けることを効率化するために多くのイヌイット家族がそれまでの季節的なキャンプ生活から定住を余儀なくされた。そして急速な社会、精神的、経済的激変を背景に、過密な住宅や病気の感染、寄宿舎学校制度などは多くのイヌイットに影響を及ぼした。これらの経験のトラウマは世代間で引き継がれ、

4 イヌイット・ヌナガットは、イヌヴィアルイト地域（北西準州）、ヌナウト、ヌナヴィク（ケベック州北部）、ヌナツィアヴト（ニューファンドランド・ラブラドル州からケベック州北部）の4地域からなる（ITK 2018a: 18）。

5 その他参考となる指針として、ITKとヌナウト研究所が発行するNegotiating Research Relations with Inuit Communities -A Guide for Researchersがある（ITK & Nunavut Research Institute 2007）。

インフラやサービスの不平等と相まって、今日多くのイヌイットが直面している貧困、暴力、精神的・身体的健康の悪化につながっている（ITK 2018a: 9）。

またイヌイット・ヌナンガットで行われる研究のなかには、研究課題の設定や倫理ガイドライン、人や野生生物、環境に関するデータや情報の収集、保存、利用、共有方法の決定などについてイヌイットの意思を介さない植民地主義的研究が依然として存続している。研究が植民地主義の道具として大きく機能してきた遺産はイヌイットに永続的な影響を与え続けている。また、植民地主義は研究がバランス、資金、政策、実践にも反映され続けている（ITK2018a: 5）。例えば研究資金、データや情報、研究成果、そしてキャリアという形で、イヌイット・ヌナンガット研究の利益を受けるのは研究者自身である状態が続いている⁶。また、カナダ北方地域の資源採掘や植民地主義を専門とする地理学者のエミリー・キャメロンは、気候変動がイヌイットに与える影響についての様々な研究を概観し、そこでは気候変動によって損なわれる伝統的な知識や生活といった問題が主張されるが、その根本の原因である「植民地主義」という言葉が出てくることはなく、そこに潜み続ける植民地主義的構造があることを指摘している（Cameron 2012: 109）。研究者は学術研究の植民地主義的構造は未だ続いている問題であることを認識する必要がある。

イヌイットに関する研究の研究倫理について組織的な動きが起こったのは2008年のことである。1998年に発表されたTCPSの内容を更新することが決定され、2008年に最初の審査のための協議が開始されたのと併せて、カナダのイヌイットは各地域の土地請求組織及び特定のイヌイット組織のメンバーでイヌイット・ニピンギット（倫理と研究に関する全国イヌイット委員会）を創設した。イヌイット・ニピンギットは2008年から2010年にかけての2年間、TCPSの第2版草稿をレビューし、イヌイットの観点からそれらを改善する方法についての提言をした。そこでは、イヌイット、ファーストネーションズ、メティスの事例を別個かつ一貫した順序で提供するようにしてイヌイットの固有性を示せるようにすること、研究者がイヌイット・コミュニティと時間をかけて信頼関係を築くことのほか、所有権やコンセンサスの取り方など包括的な観点から提言がなされ、2010年に発表されたTCPS2に反映された（Nickels& Knotsch 2011: 63）。同時期にイヌイットによって運営される2つの組織、ITKと全国アボリジナル健康組織（National Aboriginal Health Organization）のイヌイット・トゥッタヴィンガットは、研究倫理に関する共同議論を進めることを約束した（Nickels& Knotsch 2011: 58）。このような背景のもと、ITKは2018年に先述のNISR（ITK 2018a）とその実施計画（ITK 2018b）を発表した。そこでは、イヌイットの研究の優先順位が、政府、研究者、研究機関によって無視されたり、阻害されないことが要求されている。次節ではその内容の特徴を概観する。

6 連邦政府の研究助成金の受給資格基準では、イヌイットの代表機関が、代表機関もしくは研究責任者として研究資金にアクセスすることを排除する傾向があり、そこにはイヌイット・ヌナンガットに大学（University）が存在しないことが関わっていることがITKによって指摘されている（ITK 2018a: 4）。

3-2. 全国イヌイット研究戦略（NISR）

3-2-1. 研究におけるイヌイットの自己決定

ITK は、今日多くのイヌイットが直面している健康とウェルビーイングの問題に影響を与える社会的・経済的不公平があることを指摘し、公平性を確保するためにはエビデンスに基づく政策が必要であり、連邦政府とイヌイットの協力が必須であると主張している。しかし研究優先事項や資金調達に関わる決定は依然としてイヌイット・ヌナンガットの外部にいる政府や研究機関が行う傾向があり、そこにはイヌイットの声が反映されない（ITK 2018a: 8）。

そこで NISR は、研究を社会的・経済的公平性を創出するものとするためには研究におけるイヌイットの自己決定が不可欠であることを提言している（ITK 2018a: 11-13）。研究におけるイヌイットの自己決定をサポートするための指針として、例えば、ステークホルダーではなく権利保持者へ、不公平性から公平へ、不可視から可視へ、レイシズムからリスペクトへ、パターンリズムからエージェンシーへ、フロンティアからホームランドへ、というように植民地主義的な態度から自己決定を実現するためのあり方への転換が示されている（図2 参照）。

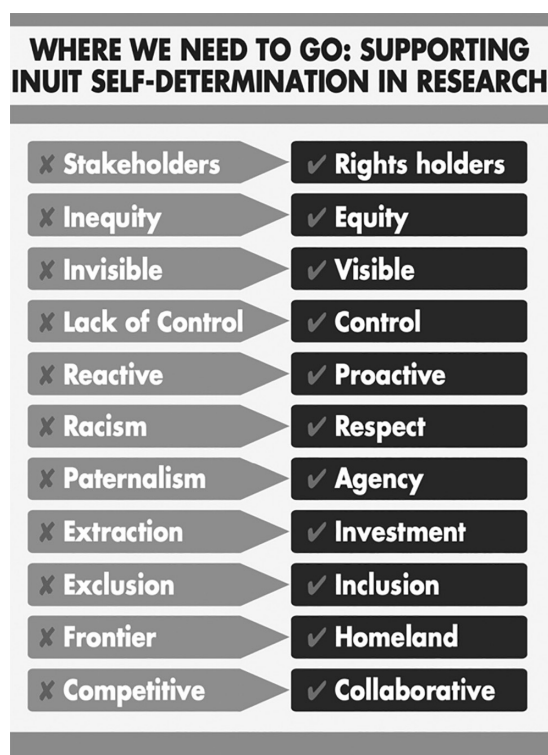


図2 WHERE WE NEED TO GO : SUPPORTING INUIT SELF-DETERMINATION IN RESEARCH (ITK 2018a: 12)

そしてまた自己決定を具体的に達成するために、イヌイットの代表組織やその委託機関と、政府や研究機関との間での充実したパートナーシップが必要であることが述べられる。研究資金についても、イヌイットの声を反映した研究を長期的に継続して行うために、連邦政府とイヌイットによる協働の必要性が指摘されている他、イヌイット・ヌナンガット研究を調整・管理するための包括的な連邦政府によるアプローチの開発の必要性も求められている（ITK 2018a: 16,19）⁷。

3-2-2. 5つの優先事項

上述のような方針のもとでイヌイット・ヌナンガットの研究を促進するために、NISR は5つの優先領域を特定し、具体的な行動の計画を打ち出している。

①研究におけるイヌイットによるガバナンスの推進

ここでは、研究はイヌイットが一貫して研究ガバナンスに関与してはじめて、社会的公平性を生み出すツールとなりうると述べた上で、カナダ政府への働きかけのほか、イヌイットが研究ガバナンスに参加するための資金確保や、研究ガバナンス機関の組織的な体制を整えることを支援することが具体的な対策として打ち出されている（ITK 2018a: 29）。

②研究における倫理的実践の強化

現在カナダの大学において実施される研究は TCPS のガイドラインの遵守と REB による監督を受ける。しかし、TCPS の内容にはイヌイット特有の倫理的懸念は含まれておらず、REB では研究イニシアチブの透明性の欠如があること、内容についての専門性が委員会に保証されていないこと、事実上非イヌイットの学者や研究機関の権限の範囲内にあるという問題点が指摘されている（ITK 2018a: 30）。これらを改善するために、イヌイット主導の研究倫理審査プロセスの開発・運営を支援すること、イヌイット固有の倫理指針を策定すること、コミュニティレベルの研究レビュープロセスを作成することなどが具体的な施策として提言されている。

③イヌイットの研究の優先領域と資金提供の一致

ここでは連邦政府によるイヌイット・ヌナンガット研究の助成プロセスの不公平を解消し、イヌイットにとって優先順位が高い領域の優先順位を上げること、そして連邦政府の資金提供適格基準を改定し、イヌイット主導の研究・方法論を促進することが提言されている。具体的にはイヌイット・ヌナンガット研究への投資を追跡するためのデータベースを開発することが提言されている（ITK 2018a: 31）。

7 例えば研究の語彙の定義が一貫していないことなどは、イヌイット・ヌナンガット研究に対する行き当たりばったりの現状や研究にイヌイットの声が存在しないことの例証であることが指摘されている（ITK 2018a: 18）。

④データと情報に対するイヌイットのアクセス、所有権、コントロールの強化

イヌイット特有のデータを他の先住民のデータと集約し、関連する情報を識別したり利用することが不可能となっていることは永続的な問題である。またデータがイヌイットの同意なく、研究者によって一貫性なく共有されていることが課題であり、研究者の政治的・社会的背景や、成果の共有・発表がもたらす潜在的な影響について同意や指針を得るために、研究者や研究機関とイヌイットの協力が不可欠である。ここではデータのアクセシビリティ、所有権、管理に関するイヌイット固有のガイドラインの作成などが提言されている（ITK 2018a: 32）。

⑤イヌイット・ヌナグットの研究能力を構築すること

イヌイットヌナグットにおける大学（University）創設が、研究能力育成の支援となることが述べられている。またイヌイットの研究方法論を認識するための研究資金調達基準を広げることが提案されている（ITK 2018a: 33）。

3-3. 筆者が辿ったプロセス

以上、NISR が重視するイヌイットの自己決定という方針と、優先する 5 つの事柄について述べた。このようなガイドラインを遵守することが求められるが、これはあくまでも ITK が打ち出す指針であり、2025 年時点のイヌイット・ヌナグットでは、地域によって研究のための調査許可や倫理承認に規定のプロセスが存在するかどうか異なる。したがって研究を始めようとする研究者は、NISR やその他指針を参考にしながら、自身の学問分野に応じて、また調査地域が定める研究調査承認のプロセス、研究協力者との関係性の中で、研究を進める必要がある。例えば筆者が 2024 年から 2025 年にかけて喉鳴らし実践（throat singing）を中心にフィールドワークを行ったイヌイット・コミュニティ、プブニトゥク村が位置するケベック州北部のヌナヴィク地域では、フィールドワーク時点で統括的・制度的な研究・調査許可のプロセスは存在していなかった。筆者は所属機関の倫理審査を受けた後、研究協力者の人々からの個人的な承諾を得た上で、プブニトゥク村の役場に研究計画書を添付しメールで問い合わせた。返信がなかったため、村役場を直接訪ねたが担当者との面会は叶わなかった。その後、当時の村長から調査を許可しないというメールの返信を受け取った。理由としては「調査を行う人々は研究が村に利益をもたらすと主張するがそのようなことが実現したことがないため、ここ数年研究に応じていない」というものだった。筆者はプブニトゥク村でのフィールドワークはできないかもしれないと悩み、この出来事について自身の周囲のプブニトゥク村の住人や研究協力者に相談することにした。反応は人それぞれだったものの、村長がそう言うなら仕方がないというのが大方の感想だった。そしてもうすぐ選挙があって新しい村長が就任するだろうから新しい村長にもう一度相談してみるのはいかがでしょうかという提案を何人かからいただいた。それから 1 ヶ月後、筆者は選挙で新たに選出された村長と面談した。プブニトゥク村には制度的な倫理

審査の決まりはなく、筆者の研究について村議会で議論されることになった。1ヶ月後、提出した研究計画書は村議会で話し合われ、いくつかの条件とアドバイスのもとでの研究を許可するという連絡をいただいた。条件は以下のようなものだった。

- ・他の民族に喉鳴らしを教えるために研究を使用しないこと
- ・収集したものを、金銭的な利益を得るために使用しないこと

このような過程を経て筆者はコミュニティから研究の「承認」を得るに至った。現在のプニトゥク村及びヌナヴィク地域においては研究・調査の承認プロセスは制度化されていないため、研究者はその時々状況に応じながら、承認を得るためのプロセスを探っていく必要がある。今回の過程を通して筆者は様々な人に意見を聞き、また話し合うことで、研究がこれまで先住民の人々に何をしてきたのか、研究はこれから何ができるのか、そして研究者の立場性について改めて考え直す、ということを繰り返した。「承認」を得てからも、筆者にとって前村長からのメールは常に自問し続ける重要な問いかけとなっている。

ヌナヴィク地域では、2022年に本地域内で行われる研究の包括的な審査・承認・モニタリングを行う研究ガバナンス組織「アタンニウヴィク Atanniuvik」⁸を設置することが発表され、現在進行形で組織始動のための準備が進められている。2025年現在まだこの仕組みは始動していないものの、今後始動した際には筆者も改めてこの研究承認プロセスを経る必要が出てくるだろう。

3-4. まとめ

NISRが打ち出す研究のあり方は研究許可に限らず、研究を通したプロセス全体で目指される研究の姿である。その指針に沿った具体的なプロセスは制度化されている地域とそうでない地域があるため、現状では研究者がその指針をどのように実行するかは、研究者に委ねられている部分も多いと言える。しかしNISRで示された研究ガバナンスの推進は、ヌナヴィク地域で新たな研究ガバナンス組織が生まれようとしているように、まさに現在進行形でその実装の準備が進められている。

またNISRは、研究におけるイヌイットの自己決定を尊重することを軸としながら、その実現に向けてITKの目指す具体的な行動を策定している。それは決して非イヌイットの研究を排除しようとするものではない。協調の方法を探りながら、イヌイットがより主体的に研究に関わること、イヌイット自身が研究を行っていくことを目指している。一方で、研究の植民地主義的構造につい

8 アタンニウヴィクでは2025年から研究ライセンスのシステムが開始される予定であるとアナウンスされているが、2025年9月時点ではまだ詳細は発表されていない。<https://atanniuvik.ca/mandate/>（2025年9月最終アクセス）。

て批判的に検討を行うキャメロンは、イヌイットと非イヌイットの研究者が協働して研究を行う試みにおいても、必ずしも非イヌイットの研究者が知識と実践の植民地主義的体系を継承しているという立ち位置から解放されることはなく、また研究そのものがイヌイットの関心や価値、懸念に基づくことを保証しないことを指摘している (Cameron 2012: 112)。学術研究の脱植民地化は、形式のみで遂げられるものではない。自身の研究の暴力性を絶えず批判的に検討すること、そしてそれを実装していくこと、その両方が必要である。近年では、イヌイット・ヌナグットにおいて研究を行う研究者が、自身の方法論や実践を再帰的に検討する研究も現れ始めている (Nadeau et al. 2022)。

4. マニトウーリン地域におけるアニシナベの事例

本章の倫理審査の事例で取り上げるアニシナベ⁹はファーストネーションズに含まれる人々で、カナダ東部及びアメリカ合衆国北部の五大湖周辺地域に暮らしてきた。オンタリオ州のヒューロン湖北部に位置するマニトウーリン島 (アニシナベの言葉で Odawa Mnish・精霊の島という意味) には、アンデック・オムニ・カニング、ムチゲーン、シェギアンダ、シェシエグワニング、ジーバーハーシングの5つの先住民居留地と、未割譲テリトリーであるウイクウェミコンが所在する。これら6つのコミュニティと、近接するホワイトフィッシュリバー・ファーストネーションを含む7つのコミュニティで実施される全ての研究は、マニトウーリン・アニシナベ研究審査委員会 (Manitoulin Anishinaabek Reserch Review Comittee、以下 MARRC と記載) による倫理審査の対象となっている。また、MARRC による審査に加えて各ファーストネーションズが定める研究倫理審査があり、研究の実施には MARRC による研究許可と、研究を行うコミュニティの代表であるチーフ、行政組織であるバンド評議会の許可が必須となっている。

本節では、MARRC の倫理審査とその内容、及び筆者の調査地であるウイクウェミコン未割譲テリトリーの倫理審査について、各倫理審査委員会とバンド評議会によって作成された研究倫理審査関連資料と筆者の経験をもとに、アニシナベの主導による研究倫理審査のあり方を検討する。

4-1. マニトウーリン・アニシナベ研究審査委員会による研究倫理審査

4-1-1. MARRC の設立背景と役割

MARRC が 2001 年に作成した倫理審査のためのガイドライン資料には、委員会の機能と役割、設立背景、研究指針、審査プロセス、委員会の運営戦略が記載されている。また、ガイドライン資料に付随するワークブックには、審査プロセスと研究倫理審査申請書、審査基準、委員会が審査後に研究者に送付する倫理審査評価書と倫理証明書のサンプルが記されている。現在用いられている

9 マニトウーリン地域のアニシナベは、オジブウェ、オダワ、ポタワトミの総称である。また、現在のマニトウーリン島の先住民の人口は2021年時点で約5530人である。

ガイドラインは2012年に改訂されたもので、Covid-19流行時に感染症対策に関する内容が追加された。

委員会が組織されたきっかけは、過去に実施された研究の多くがコミュニティに利益を還元してこなかったことや、コミュニティによって研究プロジェクトが管理されていなかったことに対する懸念が高まったことである。また、外部の研究者や研究機関によって実施された調査にコミュニティのメンバーが参加したにもかかわらず、コミュニティが調査データを入手できなかったことへの問題視も大きい。ガイドライン資料には、このような状況について「コミュニティレベルでは、多くの人々が自分たちのファーストネーションが『死ぬまで研究されている』と感じていた。」(Noojmowin Teg Health Centre 2003) という強い非難が示されている。さらに、コミュニティが保健サービスの提供を主導するようになるにつれて住民の健康状態や保健プログラムの効果に関するデータの需要が高まり、特に健康や保健研究の分野でコミュニティのニーズに基づいた倫理的な研究プロジェクトを主導する必要性が強まった。MARRC 発足の第一歩となったのは、マニトウーリン地域の中核的な保健センターである Noojmowin Teg Health Centre の主催によって実施された、2001年3月のコミュニティ主導の健康研究ワークショップである。このワークショップには約45名の古老、コミュニティメンバー、ヘルスワーカー、研究者、学生が参加し、健康研究の参加経験の共有とアニシナベの視点からの倫理的な研究の定義が検討され、倫理的研究のビジョンと今後のガイドライン策定の必要性が確認された。このワークショップの後に月1回のミーティングが行われ、2001年の夏に6つのファーストネーションズの行政機関による研究ワーキング委員会が結成された。研究担当スタッフが在籍し研究支援を担う基盤がすでに形成されていた Noojmowin Teg Health Centre が中心機関となって、地域の4つの保健センターとバンド評議会、教育機関によって、研究倫理ガイドラインの骨組みが作成されることとなった。その後地域行政機関への説明と承認を得てアニシナベ主導の研究倫理ガイドラインが策定され、研究審査委員会の結成に至った。さらに委員会は2002年の夏、より具体的な倫理指針を作るために、再度コミュニティメンバーからの助言を受けて、現在の MARRC の審査基準となるガイドラインを確立した。

このような流れで発足した MARRC の主な役割と機能は、マニトウーリン地域のファーストネーションズにおいて行われる研究に対し、先住民の慣習や文化を尊重しているかという観点から研究計画を評価することである。そして地域の将来的なサービス向上のために「研究提案書の審査と評価、地域コミュニティでの実施の提案及び地域社会に根ざした研究の倫理審査、研究提案の倫理審査、健康研究の戦略的な計画の立案、過去・現在の地域の研究に関するライブラリーの保持」(Maar et.al. 2012、筆者訳)を担うことが示されている。さらに、委員会はコミュニティの文化的価値の強化と尊重、コミュニティによる研究の監督、意思決定とプログラム開発のためのデータ収集を強化する研究設計、プライバシーと守秘義務の遵守、先住民の価値観と倫理観の遵守をそのビジョンとして掲げている。

また MARRC は、研究者は TCPS2 や各専門分野の倫理基準、伝統的知識の取り扱いに関する方針、その他政府が定めるプライバシーと情報の自由に関連する法律についても遵守すべきであることを強調している。そして、地域のエンパワーメントに貢献するために、研究プロジェクトは「地域社会に直接利益をもたらすように設計されていること、コミュニティ間およびコミュニティ内の多様性を尊重すること、地域社会および関係する機関にとって有用な文書を作成すること、収集されたデータは地域社会および関係機関が所有することを尊重すること、伝統的な先住民の知識および文化を尊重すること、研究のための地域の能力を構築すること、研究テーマは地域の研究戦略計画に適合し、地域社会に直接関連するものであること」(Noojmowin Teg Health Centre 2003) と明記し、研究に参加するコミュニティを尊重し利益の還元を重視する。MARRC による研究倫理審査は健康・保健研究から始まったものであるが、あらゆる分野の研究に適用できることが注意されている。

4-1-2. 研究の方針と審査内容

MARRC は倫理的な研究を適切に実行するための方針として、敬意、知恵、愛、誠実、謙虚、真実、勇気というアニシナベの 7 つの祖父の教え (Seven Grandfather Teachings) に基づいた研究ガイドラインを作成し、研究におけるより良い行動や態度の例を示している。7 つの祖父の教えとは、アニシナベに伝わる調和のとれた良い生き方の行動や考え方の指針を示す教えのことであり、スピリチュアルな存在とされる 7 人の祖父たちから授けられた知恵のことである。これらの教えは 1 つでも欠けるとその教えに矛盾することになると考えられており、全てを合わせて用いなければならない。研究者はこれらの教えの精神を理解し、研究プロセスのあらゆる場面で自らの研究姿勢を振り返りながら研究を進めることが望まれている。この 7 つの祖父の教えによって、研究の立案と倫理審査申請書の作成前から倫理的に研究を行うとはどういうことなのかを真剣に考えることが促されている。

以下は、MARRC が公開するマニュアルに記載されているそれぞれの教えの一部を抜粋したものである。これらは地域の人々と信頼関係を結ぶための対話と相互理解の重要性、研究に関与する人々が快適と感じストレスや脅威にならない環境と方法で、十分に時間をかけながら研究を進めること、多様性を尊重しあらゆる側面に目を配りながら過去、現在、将来のコミュニティの利益を考え、より良い研究の道を探ることが示されている。

Respect (敬意)

- ・各コミュニティにおける先住民の精神性、信念、価値観の多様性を尊重する
- ・研究参加者と共に過ごし、その人の知識を評価して尊重することで、提案された共同研究に対する相互理解を確実にする
- ・快適な環境作りには十分な時間をかける。彼らの知識から外れた概念について尋ねない

- ・7つの祖父の教えが相互に関連し切り離すことができないのと同様に、人間も環境や動物と相互に関連している。従って、研究プロセスにおいても、環境や動植物に同じ敬意を払うべきであり、全体的なアプローチを確保すべきである

Wisdom（知恵）

- ・研究者は、年長者や子どもの知恵を意識しなければならない
- ・研究参加者のユーモアの意味は簡単に誤解される可能性があるため注意すること

Love（愛）

- ・研究のアプローチに優しさを持って
「私たちは皆、研究が全ての人に利益をもたらすことを念頭に置く責任がある」
- ・研究は地域社会にどのような利益をもたらすのか
- ・将来の世代にどのような利益をもたらすのか
「先祖がそうであったように、その腕は未来に向かって伸びているか？」

Honesty（誠実）

- ・コミュニティの歴史の中で信頼は何度も壊されてきた。研究者はコミュニティや研究に参加する個人や家族との信頼関係を築くために努力する必要がある
- ・自分に尋ねよう。「あなたが来たことを、人々は喜んでくれたか？」

Humility（謙虚）

- ・脅威を与えない方法で参加者にアプローチする必要がある
- ・研究参加者が情報を共有することは、研究者を助けることになる。次のように言うことで、貢献を認識すること 「この仕事を手伝ってくれませんか？」

Truth（真実）

- ・質問に対する答えが流れ始めると人は心から話す。それは皆のためになることを願って返答をするということだ。本当に重要なこと、つまり真実が明らかになる。これは尊重されなければならない

Bravery（勇気）

- ・自分の人生の一面を人に打ち明け、研究に参加するのは勇気のいることである
- ・真実を語ること、集められた情報を守り続けること、そして変化を生み出すプロセスの一部とな

ることは勇気が必要だ

(Guidelines for Ethical Aboriginal Research in the Manitoulin Area より引用・筆者訳)

MARRC に提出する倫理審査申請書には、10 の項目と 47 の質問がある（表 1 参照）。(A) は全体の概要で、研究テーマや研究者の名前と連絡先、期間や研究費について、(B) は研究計画の概要であり、研究背景や調査目的、方法、研究参加者への詳細と対応等の質問が続く。(C) は研究においてコミュニティがどのように関与するか、(D) は関連する書類や成果物、データに関するコミュニティ及び個人の所有権、コントロール、アクセス権、占有権に関する内容である。(E) はアニシナベの知識に関する項目で、伝統的な知識がどのように保護され、検証されるのかという質問である。(F) はコミュニティと研究関与者個人のリスクと利益に関するものであり、将来の世代にどのような利益があるのかという質問や、研究によって想定される様々なリスクに対処する方法についてである。(G) はインフォームドコンセントに関するもので、同意書や想定されるインタビューの質問の例を記入した書類の提出が含まれる。(H) はプライバシー保護に関する質問、次に (I) では研究成果をどのように普及するのかということやコミュニティの活動を積極的に支援する方法についてである。最後の (J) の項目は、研究プロセス全体を通してアニシナベの 7 つの祖父の教えをどのように尊重するのか、自分の考えや目指すべき姿勢について記述する。

表 1 MARRC の倫理審査申請書の内容一覧（筆者作成）

セクション	内容
A. Project Overview (全体の概要)	研究テーマ／研究者と研究参加者及びコミュニティの名前と連絡先／研究期間／資金源／コミュニティで使用する金額／MARRC 以外の倫理審査の状況
B. Summary of Proposed Research (研究計画の概要)	研究背景と目的／研究方法／参加者の詳細／参加者の募集方法／参加者への謝礼／どのようにコミュニティの関係を確立の経緯
C. Community Involvement in the Project (研究におけるコミュニティの関与)	研究に協力するコミュニティや組織／コミュニティの研究立案と実施への関与／地域の優先事項やニーズの合致／過去の関連する研究の特定／研究の訓練を受ける予定の有無
D. Ownership, Control, Access and Possession (所有権、コントロール、アクセス権、物理的制御)	OCAP® 受講の有無／データや研究書類の所有者は誰か／データ所有権に関する研究契約の有無／アクセス権限の保持者は誰か／コミュニティのアクセス権限の有無／データ保管場所／データ保護の方法／データ利用の制限
E. Anishinaabek Knowledge (アニシナベの知識)	古老や知識保持者の関与の有無／知識をどう尊重するか／アニシナベの視点の検証と記述方法／知識の所有権を決定するプロセス

F. Risks and Benefits for Participants and Communities (参加者とコミュニティのリスク、利益)	今後5年間の利益／将来の7世代への影響／参加者とコミュニティのリスク：身体的、心理的、経済的リスク、エンパワーメントの喪失リスク、その他のリスクの有無と対処
G. Free and Informed Consent (自由とインフォームドコンセント)	コミュニティの同意プロセス／個人のインフォームドコンセントの取得方法と手順（書面・口頭説明）／言語的な配慮／未成年や法的能力を有しない個人への代替の同意プロセス／参加取りやめ時のデータの扱い方
H. Privacy and Confidentiality (プライバシーと機密保持)	個人情報の収集有無と保護の方法／匿名性の確保／コミュニティの身分保護の必要と方法／既存データとのつながり
I. Dissemination of results and support for community action (成果の普及と地域活動への支援)	知識活用戦略／コミュニティや参加者への結果通知方法／共著の予定の有無／発表前にコミュニティが研究結果に反応するプロセス／研究結果に基づく行動の支援
J. Seven Grandfather Teachings (7つの祖父の教え)	研究全体でSeven Grandfather Teachingsをどのように尊重するか

4-1-3. 審査のプロセス

MARRC による倫理審査のプロセスは大きく二段階に分かれ、研究が倫理的かを判断する倫理審査 (Ethics review) と、地域の優先課題の適合性と将来的な利益還元を評価する研究審査 (Research review) がある。このプロセスは、多くの北米先住民に共有されているメディシン・ホイールというシンボルを用いて説明されている。メディシン・ホイールとは、人間の4つの側面である精神、心、身体、感情を四方位に配置して円環で表したもので、4つの領域は相互に関係し合いながら循環する世界観を理解するために用いられる。このメディシン・ホイールを倫理審査プロセスに当てはめることで、研究そのものが継続するサイクルとして捉えるべきであることが示されている (図3参照)。

審査ではまず、研究倫理の評価に関する専門的な知識を保持し訓練を受けた委員長と2、3名の委員による小規模な倫理委員会が開かれる。申請の窓口となる担当者は近隣の大学に在籍するアニシナベの研究者である。ここで申請された研究が先住民の視点から倫理的であるかが判断される。そして、指針に基づいた提案書の評価表の作成と研究者への送付の後、研究者は評価に基づく訂正と再提出が求められる。倫理審査通過後、次の研究審査はより大規模な研究審査委員会によって行われる。ここでは研究テーマの妥当性と研究方法の適切さに基づいて研究提案が評価され、地域の優先事項にどの程度合致しているか、また地域に対する利益を最大化するための研究プロジェクトの改善と提案がなされる。委員会が研究の支援を認めた場合、評価書が送付され正式な審査の合格が通知される。研究の終了後は6ヶ月以内に報告書の提出が義務付けられており、その他にも関連する組織団体でのプレゼンテーションを通してコミュニティに研究成果を還元する機会を積極的に持つことが望まれる。また、倫理審査を申請するにあたっては、研究者は MARRC に研究の

規模に応じた審査費用が定められている¹⁰。

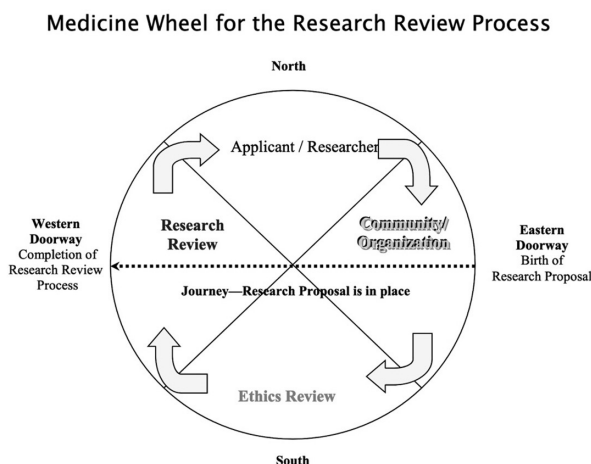


図3 Medicine Wheel for the Research Review Process (Noojmowin Teg Health Centre 2003)

4－2. ウィクウェミコン未割譲テリトリーにおける研究倫理審査

4－2－1. 倫理審査の概要

ウィクウェミコンにおける研究倫理審査の研究手順は、バンド評議会が作成した資料に記載されている。資料には、研究原則、TCPS と OCAP® の概要、研究諮問グループとプロジェクト諮問委員会の役割、研究資格、説明責任やデータ・知的財産の保護等の規則、審査プロセスが記されており、研究申請書と契約書、チーフと評議会への推薦書、コミュニティのニーズに沿った研究トピックのリストが付属する。

ウィクウェミコンが独自の倫理審査を導入したきっかけは、調査を希望する研究者から頻繁に連絡を受けるため、これに対応する必要が生じたことである。倫理審査の策定は、2015 年 9 月に開かれたバンド評議会の定例会議において研究諮問グループの設立着手についての話し合いが行われたことから始まる。そして 2018 年の会議で、バンド評議会による研究支援と研究の管理部署の指定と、研究プロジェクトを取り消す権利及び倫理審査の内容とプロセスの詳細が決定し、その後にさらなる会議を経て 2023 年に正式な承認と運用に至った。

この研究倫理審査は研究諮問グループとプロジェクト諮問委員会によって実施されている。研究諮問グループは研究計画の評価および推薦を行うために設置された組織であり、古老と知識保持者、

10 倫理審査の費用は、研究予算が5000ドル未満の場合は300ドル、5001～10000ドル以内であれば500ドル、10001ドル～20000ドルであれば1000ドル、20000ドル以上50000ドル未満の場合は、プロジェクト総費用の5%の費用が必要となる。

研究者、研究に関心があるコミュニティメンバーで構成される。また、グループには少なくとも 1 名のアニシナベの言語の話者を含むことが定められている。研究諮問グループの主な役割は、研究に関する規定の策定と、研究承認の可否についてバンド評議会に連絡することであり、一方のプロジェクト諮問委員会は研究諮問グループのスタッフおよびコミュニティの代表によって構成され、研究プロジェクトの具体的な遂行に対して助言を行う。研究に関する質問、方法論、参加者の選定、結果の分析と解釈、知識の実装と調査結果の公表に至るまで、調査のあらゆる側面について意見を述べる権限を有するとともに、重要な意思決定に関与することが定められている。

また、ウィクウェミコンの研究原則では、研究者がコミュニティの人々を尊重し良好な関係を築き、文化や歴史を学び、7つの祖父の教えに従いながら研究を行うことが求められている。そして、研究はコミュニティの優先事項に基づいた利益をもたらすものでなければならず、研究者は説明責任と透明性を確保する必要がある。それに加え、アニシナベの文化的な慣習を尊重し、参加者の安全と尊厳を守ること、アニシナベの知識の主権を保障し、コミュニティとの協働によって進められるべきであることを定めている。これらは基本的に MARRC のガイドラインで示されているものと重なるが、供え物として神聖な植物であるタバコを送ることやセレモニーではスカートを着用することなど具体的な慣習の事例が示されており、より具体的で明確な原則となっている。コミュニティのニーズに関しては、付属資料に研究トピックのリストがある。トピックの内容は、健康とソーシャルウェルビーイング、言語、経済、先住民の知識と科学、ガバナンス、教育、歴史的研究に大別され、さらに個別の詳細なテーマが例示されている。

上記のほか、プロトコル資料には研究者の資格も示されている。研究者はウィクウェミコンの住民カルーツのある人物でアニシナベであることが理想とされるが、もし関係を持たない場合はコミュニティ内の組織や関連する研究者と連携する必要がある。また、研究者は関連する組織や研究に関わる者の支援を得て、研究課題と方法、計画、予算、データ分析と結果の普及、知識の実装を含む研究計画書を作成しなければならないことも述べられている。

4-2-2. 審査のプロセス

倫理審査の基本的なプロセスは次の通りである。まず、研究者が地域組織の関係者やプロジェクト諮問委員会と協力して研究企画書を作成し、研究諮問グループによる審査を受けると同時に、ウィクウェミコンの倫理審査研究者が所属する大学や病院、MARRC などの外部機関による倫理承認を取得することが求められる。その後、研究者が研究諮問グループと研究契約を締結し、研究者がすべての要件を満たしていることを研究諮問グループが確認した上で、バンド評議会に対して許可の推薦書が送付される。続いて評議会においてプレゼンテーションが行われ、プロジェクト諮問委員会による正式な承認によって調査の実施が可能となる。研究期間中、研究者は年次報告書と最終報告書を研究諮問グループに提出する義務があり、研究成果は研究参加者とコミュニティの全ての住

民にとって分かりやすい言葉で伝達されることが求められ、成果を共有する際には多様な方法を用いることが望まれる。研究成果はウィクウェミコンにとって有益で、行動指向のものでなければならぬ。プロジェクト諮問委員会は、どの情報を文書化し、どの情報を内部および公的に共有できるかを決定する権利を有しており、研究者は研究成果を共有する場合、書面による承認を得なければならない、知識保有者とコミュニティに対して公平な対価を提供することが定められている。

4－3. 筆者の経験

次に MARRC とウィクウェミコンの倫理審査を受けた筆者の経験について述べたい。筆者の研究テーマは、アニシナベによるホースセラピーと動物保護の実践から先住民と馬の健康・文化的な回復を検討するものであり、アニシナベと重要なつながりを持つ希少種の保護と、コミュニティ内で課題となっているメンタルヘルスの問題の解決という点で地域のニーズと合致するものである。筆者は MARRC の倫理審査申請以前、2024 年にマニトウーリン島に 3 週間滞在して事前調査を行った。事前調査は調査協力者への挨拶と地域の状況を把握することを目的として実施し、自らの研究アイデアが地域のニーズと合うものであるか、どのように成果を還元することができるのかを調整する機会となった。事前調査を終えてから筆者は所属機関における倫理審査を受け、その後 MARRC に申請書を提出した。

MARRC による倫理審査の期間は約 4 ヶ月を要し、その間委員会担当者と何度もメールでやり取りを行った。許可が降りるまでは正式なインタビュー調査や参与観察、録音と録画、論文の投稿と口頭発表を行うことはできず、地域の文化や慣習を学ぶための時間として、様々なイベントやプログラム、重要な儀式への参加や調査協力者の仕事を手伝うことで、地域の人々との信頼関係の構築に努めることに集中した。MARRC の倫理審査では、筆者は二度申請書の再提出を求められ、委員会の質問に記述形式で答えた。筆者が提出した研究計画書については、ほぼすべての項目に対して質問および助言を受けた。コメントの内容の一部は以下のとおりである。。

- ・ 翻訳サービスを含む予算の見直し
- ・ インタビューの実施時期と場所の詳細、記録の方法、参与観察の手法、観察内容の検証と確認の方法についてのより詳細な情報 (B. 研究計画の概要)
- ・ 調査を行う施設以外にも、より広いコミュニティとの関わりや協働を勧める
- ・ 筆者に先住民に関する研究経験がないため、アニシナベの知識と理解を深める方法を模索するべきである
- ・ 研究の課題と方法について、コミュニティから意見と助言を受けるべきである (C. コミュニティの関与)
- ・ OCAP® の受講を推奨する

- ・データのコピーを現地に保管する手配をすること (D. 所有権、コントロール、アクセス権、物理的制御)
- ・知識保持者から、慣習や適切な行動について助言を求めることを勧める。彼らにはタバコを差し上げ、謝礼を支払うこと (E. アニシナベの知識)
- ・地域の精神保健サービス提供者と連携し、研究内容を説明するとともに参加者をサービスにつなぐ方法を検討すること。ウィクウェミコン内外の精神保健サービス一覧を提出し、リソースを全ての参加者に配布することを推奨する。インタビュー実施時に、現地でメンタルウェルネスの支援は提供されるかどうか (F. 参加者とコミュニティのリスクと利益)
- ・調査協力者には報告書や学術論文の共著者となることを推奨する (I. 成果の普及と地域活動への支援)

筆者の研究計画に対する MARRC のコメントは「これは非常に興味深く価値のある研究です。」(評価書から抜粋) という肯定的なものであったが、評価は「プロジェクトは倫理基準を満たしておらず、大幅な変更が必要」として訂正と詳細な説明の追加が求められた。コメントに回答し、精神保健サービスのリストを合わせて委員会に申請書を再提出することとなった。そして、再提出した申請書に対する委員会のコメントを受けて、もう一度訂正と追記を行ったのちに正式な許可を得た。委員会からは質問や指摘の他にも、ウィクウェミコンの精神保健サービスを提供する団体や司法機関、児童福祉団体などに連絡を取り、研究成果を公表する機会を確認するよう助言を受けた。倫理審査に対する筆者の印象は、研究計画書に記した一つ一つの内容に対する丁寧な検討と批判があり、ウィクウェミコン及び周辺地域の先住民がどのように研究に関わることになるのかが具体的に想定され、研究者の態度が細かく定められるというものである。倫理審査中の委員会とのやり取りの中で、筆者は研究内容に対する反省とともに、倫理的に研究するということについての悩みや研究姿勢についてどうして良いか分からなかった部分を明確にすることができた。

また、承認までにかなりの時間がかかることは研究者が留意する点であるが、MARRC とウィクウェミコンの審査委員会のメンバーや担当者には大学の研究者や保健センター職員が含まれ、それ以外のメンバーも自身の仕事を持ちながら委員を兼任している状況にある。そのため、倫理審査の申請があった際、個人の仕事やスケジュールを調節する必要がある、メンバーの招集に一定の時間を要することが想定される。

筆者の倫理審査の状況に対する地域の人々の反応の中には、カナダ国外の研究者が調査を行うこと自体が珍しいため戸惑いを感じているのではないかという声も聞かれた。その一方で、研究協力者は筆者の状況を気遣ってくれ、許可の連絡があった際には一緒に喜んでくれた。その他の人々の反応は、倫理審査の存在自体を知らず倫理審査が必要であることを知って驚く人やあまり関心がない人など様々であった。

4-4. まとめ

マニトゥーリン地域におけるアニシナベの研究倫理審査は、地域全体の倫理審査である MARRC とウィクウェミコン未割譲テリトリーによる二重の審査が必要である。特に MARRC の設立と研究方針が複数回にわたるワークショップやミーティングを経て確立されたことや、「死ぬまで研究される」と感じていたことから、これまでの研究者に対する不信感と問題意識の大きさが読み取れる。このような状況を変革するため、先住民の努力によって自らの権利を守る倫理審査が作られたと言える。この MARRC の倫理審査の特徴として第一に注目されるのは、7つの祖父の教えによってアニシナベの思想が強く反映されている点である。教えに基づいた研究姿勢は、研究者がアニシナベの土地で研究を行うことを強く意識するきっかけとなる。それに加えて、申請書の作成段階から、研究に関わる人々やコミュニティとの関係構築のあり方、研究者の立場性がアニシナベの価値観から問われるという点で、コミュニティベース研究の方法に基づいて研究を進めることになる。また、倫理審査のプロセスがメディシン・ホイールで説明されている点も特徴的であり、研究倫理そのものが固定的な規則ではなく動き続ける実践であるという理解を促している。

研究がコミュニティのニーズに応じたものであることは、MARRC とウィクウェミコンの研究原則の中で重視され、TCPS2 においても明記されている。特にウィクウェミコンによる資料には具体的な研究トピックが示されており、研究者はどのトピックに自身の研究が当てはまるのかを参照しながら、研究課題の設定や方法をコミュニティと共に計画することが望まれている。そして研究成果を社会実装へとつなげるため、MARRC やコミュニティが保持する情報が研究者に共有される仕組みとなっている。これはコミュニティの視点から研究が方向付けられ、研究は研究者と倫理審査委員会を含む先住民コミュニティが協働しながら展開するものと捉えられる。

さらに、ウィクウェミコンのプロトコルでは研究者の資格が明確に記載されていることも注目すべきである。研究者はウィクウェミコンのメンバーかコミュニティにルーツを持つものであることが望ましく、つながりがない場合は研究に関連するコミュニティの組織団体や研究者と共同で研究を行うことが定められている点は、コミュニティベースの研究の重要な要素でもある。コミュニティ内部に共同研究者がいることは、ウィクウェミコンの状況に配慮した研究が可能になること、調査で収集したデータの分析と解釈を検証する際の妥当性が高まること、研究成果の共有と活用場について適切な選択ができるというようなメリットがある。しかしながら、コミュニティ外部の研究者にとってはウィクウェミコンで研究を実施する障壁が高くなり、単独の調査が制限されるといった課題が残る。そして倫理審査の存在自体を知らないコミュニティメンバーがいるという状況や倫理審査が実施されること、あるいは実施されたことがコミュニティ内でどのように周知されるのが不透明な点も問題である。これは倫理審査委員会がコミュニティ全体の声をどの程度反映しているのかという議論につながるものである。

以上、筆者の経験を踏まえた MARRC とウィクウェミコンの倫理審査についてその概要を示し

た。両方の倫理審査は相互に補完し合うものであり、ウィクウェミコンの倫理審査によるチーフとバンド評議会の許可の後に研究を開始することができる仕組みであることが分かった。研究者側の視点からは厳格な倫理審査制度であると感じるが、それはアニシナベの視点から策定されたコミュニティベース研究の方法に基づく倫理審査となっており、植民地主義的な従来の研究のあり方ではなく、先住民を中心に位置付けるシステムであると言える。これらの倫理審査の経験から、研究者は何よりもまず倫理審査委員会を含むコミュニティや研究に関わる人々との対話を大切にし、先住民の土地で研究を行っているという意識を持ちながら研究活動を進めることが重要であると筆者は考える。

5. おわりに

ここまでカナダ先住民が関与する研究について、先住民主導の研究アプローチが中心的になりつつある現在までの研究倫理の動向と、イヌイットとアニシナベのコミュニティにおける研究倫理の具体的な事例から現在の研究倫理審査の状況を述べてきた。コミュニティベースの考え方は、イヌイットとアニシナベの研究倫理審査においても基盤となっていた。その倫理方針は、先住民が研究対象として客体化され、研究へ主体的に関与できなかった状況に対して、主体的で適切な管理と利益の還元を第一とするあり方である。そしてそれは、先住民主導の働きかけと研究者による過去の研究への反省によって構築されてきたと言える。また、コミュニティベースの研究方法の柱でもあるように、イヌイットとアニシナベの研究倫理においても、自己決定権が最も重視されている。そこでの詳しい倫理的な視点はそれぞれのコミュニティや各自の文化的・歴史的背景に基づいて設定されている点も重要である。また、研究者は倫理審査を経ることで、研究を始める前に立ち止まり、倫理的な研究とは何か、また自身の立場性について否応なく考えさせられる。

その一方で、研究者にとっていくつか難しい点もある。例えば研究開始前に倫理審査を通して研究計画が固定されることによって、研究の途中で生まれる偶発的な視点を見逃してしまう可能性や、想定していたものとは異なる方向に進むことで明らかになることを排除してしまう状況も考えられる。そこでは地域社会の利益になる可能性を取りこぼすことになるかもしれない。さらに、倫理審査に研究計画書を提出する段階で、コミュニティの状況と研究に求められている事柄を把握し、慣習や文化的な観念を学び理解していることが前提となっているため、入念な事前調査が必要である。また、倫理審査に関する問い合わせや提出後の審査開始と許可のやり取りにかなりの時間がかかるため、実際に研究を開始する段階で地域の状況が変化する可能性も少なからずある。そのため、特にコミュニティと関わりのない研究者が先住民コミュニティで研究を行う場合は、余裕を持ったスケジュール調整が必須となる。このような倫理審査の難点を事前に考慮することで、視野を広げ、できる限り柔軟に対応できる準備をすることが大切ではないだろうか。例えば、アニシナベの倫理審査では、より研究を発展させたり、地域の利益還元になるようなアドバイスが委員会から与えら

れることや、即時に不許可が判断されるわけではなく訂正の機会も設けられている。変更がある場合は委員会に申し出ることも可能であるため、全てが厳格に規制されるというよりも、自らの研究責任のもとで自分で選択できる余白が残されている。

ここで、非先住民の研究者が、先住民が関与する研究を行うことについて、ミクマクの古老であるアルバート・マーシャルによって提唱された Two-Eye seeing の視点を紹介したい。研究計画から分析、考察に至るまでに関わる Two-Eye seeing という視点は、近年カナダにおいて先住民と非先住民両方から注目されている。それは、近代科学と先住民の伝統的な知識の両方の視点から事象を見るあり方であり、西洋中心主義の研究ではなく、先住民の伝統的な知識を近代科学とともに並列に尊重し、両方の強みを生かすことを目指している (Bartlett et al. 2012)。この視点を念頭に置くことは、研究を始める上での一歩として大切である。また、多くの先住民の研究者によってこれまで示されてきた、先住民と土地のあらゆる存在との結びつきと、そこから生まれる知恵を重視することも、先住民の土地で研究を行う全ての研究者が踏まえるべき重要な点である。ニシナベクの学者で活動家でもあるリアン・ベタサモサケ・シンプソンは、先住民の知恵や知識について次のように述べる。

Gaa-izhi-zhaawendaagoziyaang は、家族、拡張された家族関係、コミュニティ、そして創造物のすべての生きている側面において、長期的で安定した、バランスの取れた温かい関係を必要とする。知性は生命の間の関係を通して流れる (Simpson 2014:10)。

大地を通じて受け取られるものや知恵、知識を指す、精霊たちから愛情をこめて贈られるものという意味の Gaa-izhi-zhaawendaagoziyaang が、土地と精神世界を含む様々な生きる存在との関係から創出することを、シンプソンはニシナベクの言葉で示している。非先住民の研究者は、土地との結びつきや関係を重視する先住民の思想を学び理解しながら、西洋とは異なる知恵の創出を含めて、研究そのものの前提を考え直し、共に研究を行う人々にとっての倫理的な考え方や行動を全ての研究過程を通して学び続けることが大切である。倫理審査は通過点であり、研究を開始する前の段階で、研究内容がコミュニティにとって適切であるかを判断するためのものである。研究は、アニシナベのメディシンホイールが示すように、次の段階に影響を持ちながら回り続けるものであることを意識しなければならない。これを意識することによって、倫理審査の形骸化を防ぎ、研究者は自己保身的な態度を改める必要が生まれる。

現在の日本ではアイヌや琉球の文化に基づいた倫理審査が確立されていない。現在進行中または将来実施される研究が土地の歴史や文化を尊重するものとなり、研究の利益を先住民へ還元し、より先住民主導の研究となるために、カナダの事例から学べることは多い。しかしながら、日本における学問の脱植民地化に向けて、石原が「植民地主義と脱植民地化という課題を自由に議論するこ

とが実現していない現在について、研究者個人の倫理的配慮の欠如という観点ではなく、植民地の獲得と喪失の記憶の分有が困難であった日本の経験の結果として議論をはじめること」(石原2021: 29)が必要であると指摘するように、日本においては、先住民とマジョリティ社会の関係性を認識し、その文脈に沿った研究倫理の議論が求められる。また倫理規定の整備が比較的進んでいるカナダにおいても、キャメロンは「少なくとも研究者たちは知らず知らずのうちに意図せずとも自分達の実践が植民地形成を永続させる危険性をどのように与えているのか絶えず問い続けなければならない」(Cameron2012:111)と強調する。研究を行う場が国内、国外にかかわらず、研究者は自身の研究と植民地主義、そこから派生する多様な問題との関係性に慎重に注意しながら、植民地主義に加担しないあり方を考え続けるべきである。そして、それを実際の動きとして実践していくことを積み上げ、構築していくことが学術研究を脱植民地化する嚆矢となるだろう。

謝辞

本稿の執筆に際して、筆者らの調査・研究を受け入れてくださるカナダのブブニトゥクミウト、ウィクウェミコンのアニシナベのみなさんと、その大地に敬意と感謝を表します。また本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2119、村田学術振興・教育財団、松下幸之助記念志財団、北極域研究強化プロジェクト (Arcs III) の支援を受けたものです。この場を借りて感謝申し上げます。

参考文献

- 石原真衣 (2021) 「アカデミックサバルタンの声と「研究」 ―学問におけるdecolonization脱植民地化へ向けて―」『北海道民族学』17: 17-32.
- 岩佐奈々子・新井かおり (2023) 「アイヌプリと研究 ―アイヌの人々の未来のWell-Beingに向けた“私たちの方法”を求めて―」『日本オーラル・ヒストリー研究』19: 167-180.
- 土井冬樹 (2024) 「マオリ研究と脱植民地化：カウパバ・マオリと研究における文化的適切さ」『ニュージーランド研究』30: 43-59.
- 中谷文美・伊藤敦規・伊地知紀子・飯島秀治・石原真衣・木村周平・松田素二・真島一郎 (2023) 「「アイヌ民族に関する研究倫理指針 (案)」から考える、文化人類学の過去と未来にむけての展望中間報告」『文化人類学』88 (2) : 390-394.
- 日本文化人類学会 (2024) 「アイヌ民族研究に関する日本文化人類学会・学会声明」
<https://www.jasca.org/onjasca/2024seimei.pdf> [2025年12月アクセス] .
- Bartlett C., Marshall M., Marshall A. (2012) Two-eyed seeing and other lessons learned within a co-learning journey of bringing together indigenous and mainstream knowledges and ways of knowing. *Journal of Environmental Studies and Sciences*2: 331–340.
- Champagne, D. (2015). Centering indigenous nations within indigenous methodologies. *Wicazo Sa Review*, 30(1), 57-81.
<https://link.gale.com/apps/doc/A422902819/LitRC?u=anon-affbfa3&sid=googleScholar&xid=c1fa36bd> [Accessed Sept.

2025]

- Cameron, E.S. (2012) *Securing Indigenous politics: a critique of the vulnerability and adaptation approach to the human dimensions of climate change in the Canadian Arctic*. *Glob. Environ. Change*, 22(1): 103–114.
- Castellano, M.B. (2004) *Ethics of Aboriginal Research*. *Journal of Aboriginal Health* 1(1), 98–114. <https://ips.library.utoronto.ca/index.php/ijih/article/view/28935/24063> [Accessed Sept. 2025]
- Cram, F., Chilisa, B., & Mertens, D. M. (2013) *The journey begins*. In: Mertens, D. M., Cram, generation, 11–40. Leaf Coast Press Inc.
- Government of Canada (2021) *Indigenous people and communities*. <https://www.rcaanc-cirnac.gc.ca/eng/1100100013785/1529102490303> [accessed September 2025] .
- Government of Canada (2022a) *Tri-Council Policy Statement, Ethical Conduct for Research Involving Humans* https://ethics.gc.ca/eng/policy-politique_tcps2-eptc2_2022.html [accessed September 2025] .
- (2022b) *TCPS 2 (2022) – Chapter 9: Research Involving the First Nations, Inuit, and Métis Peoples of Canada* https://ethics.gc.ca/eng/tcps2-eptc2_2022_chapter9-chapitre9.html#a [accessed December 2025] .
- Heyward, A., Sjoblom, E., Sinclair, S. & Cidro, J. (2021) *A New Era of Indigenous Research: Community-based Indigenous Research Ethics Protocols in Canada*, *Journal of Empirical Research on Human Research Ethics* 16(4): 403–414.
- ITK (2018a) *National Inuit strategy on research*. ITK, Ottawa, Ont., Canada.
- (2018b) *National Inuit strategy on research: implementation plan*. ITK, Ottawa, Ont., Canada.
- ITK & Nunavut Research Institute (2007) *Negotiating Research Relations with Inuit Communities -A Guide for Researchers*. https://www.itk.ca/wp-content/uploads/2016/07/Negotiating-Research-Relationships-Researchers-Guide_0.pdf [accessed December 2025] .
- Janzen, R., Ochocka, J., Turner, L., Cook, T., Franklin, M., & Deichert, D. (2017) *Building a community-based culture of evaluation*. *Evaluation and Program Planning* 65: 163–170.
- Laguerre, M. (1999) *Minoritized space: An inquiry into the spatial order of things*. Berkeley: University of California, Institute of Governmental Studies Press.
- Maar, M., McGregor, L., & Manitowabi, L. (2012) *Ethics and Research Review Workbook: A Resource for Manitoulin Area First Nations for the Review and Evaluation of Research Proposals*.
- Marcus, A.R. (1995) *Inuit relocation policies in Canada and other circumpolar countries, 1925–60 a report for the Royal Commission on Aboriginal Peoples*, Royal Commission on Aboriginal Peoples.
- Mosby, I. (2013) *Administering Colonial Science: Nutrition Research and Human Biomedical Experimentation in Aboriginal Communities and Residential Schools, 1942–1952*. *Histoire sociale / Social History* 46(1), 145–172.
- Nadeau, L. Gaulin, D. Johnson-Lafleur, Janique. Levesque, C. & Fraser, S. (2022) *The challenges of decolonising participatory research in indigenous contexts: the Atautsikut community of practice experience in Nunavik*. *International Journal of Circumpolar Health*. 81(1). 10.1080/22423982.2022.2087846. [accessed September 2025] .
- Nelson, G., Ochocka, J., Griffin, K., & Lord, J. (1998) *Nothing about me, without me : Participatory action research with self-help/mutual aid organizations for psychiatric consumer/survivors*. *American Journal of Community Psychology* 26: 881–912.
- Nickels, S. & Knotsch, C. (2011) *Inuit perspectives on research ethics: The work of Inuit Nipingit*. *Études/Inuit/Studies*. 35(1-2): 57–81.
- Noojmwon Teg Health Centre, (2003) *Guidelines for Ethical Aboriginal Research*.
- Ochocka, J., & Janzen, R. (2014) *Breathing life into theory: Illustrations of community-based research: Hallmarks, functions*

and phases. Gateways: International Journal of Community Research and Engagemen, 7(1): 18-33.

Smith, L.T. (2022) *Decolonizing methodologies: Research and indigenous peoples*. 3rd ed :Bloomsbury Academic.

Truth and Reconciliation Commission (2015) *Canada's Residential Schools: The History, Part2 1939 to 2000, The Final Report of the Truth and Reconciliation Commission of Canada*.

Decolonizing Research and Indigenous Peoples of Canada: Research Ethics in Inuit and Anishinaabe Communities

Ayumi ENOMOTO*, Naoko KAGATA**

ABSTRACT

This paper examines current research ethics concerning Indigenous peoples in Canada, focusing on Inuit and Anishinaabe communities, and aims to contribute to discussions on the decolonization of research. Academic research rooted in Western traditions has long treated Indigenous peoples as unilateral “subjects” of study, provoking critiques from Indigenous peoples worldwide. In Canada, these critiques have led to the development of ethical frameworks; however, they often maintained the researcher’s dominance. In response, community-based research methodologies have emerged and now serve as a foundation across each ethics guidelines. Ethical principles have been established by each community’s cultural and historical contexts, reflecting Indigenous leadership in research ethics. As such Indigenous-led research ethics are being established, we argue that researchers, both domestically and internationally, must continually question the relationship between their research and colonialism, and persistently seek ways to avoid complicity with colonialism.

Keywords: Indigenous Peoples of Canada, Research ethics, Decolonization, Inuit, Anishinaabe

* Hokkaido University, Graduate School of Humanities and Human Science, Division of Humanities, Department of cultural diversity studies, Laboratory of Cultural Anthropology, Ph.D. student

** Hokkaido University, Graduate School of Humanities and Human Science, Division of Humanities, Department of cultural diversity studies, Laboratory of Cultural Anthropology, Ph.D. student / Mie University, Faculty of Humanities, Law and Economics, Researcher